平成２４年（フ）第７１２号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目１番地東園和団地804号
債務者　吉村恵美子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０号
兵庫県養父市八鹿町下網場276番地３
債務者　長島絵莉花こと　長島アストウ　アビアライ
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
鳥取県鳥取市面影２丁目20番14号　ユニハイツ６号
債務者　中谷　敏弘
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
鳥取県鳥取市古海665番地24、旧住所鳥取県鳥取市安長344番地　ブルックスタウンＡ―５号
債務者　和田　初江（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号
鳥取県米子市旗ケ崎３丁目10番25号、旧住所鳥取県米子市河岡516番地20
債務者　竹内　千明
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０９号
愛媛県今治市宮窪町余所国1121番地、前住所松山市北井門４丁目26番34号、前々住所松山市居相６丁目３番35号101号、前々々住所松山市平井町1877番地２
債務者　坂根　真純
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３３号
大分県速見郡日出町3334番地８、申立前の住所大分県速見郡日出町3334番地の４
債務者　森岡　節子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
大分県杵築市大字杵築665番地816
債務者　阿部　忠治
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
大分県宇佐市大字葛原464番地の１
債務者　周防多津子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７８号
宮崎市千草町11番17号　泉マンション201号
債務者　川瀬　英幸
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０号
宮崎県日南市星倉４丁目６番地６
債務者　米山　智博
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
宮崎県日南市吾田東１丁目４番８－５号
債務者　井上　幹也
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
宮崎県日南市吾田東１丁目４番８－５号
債務者　井上　美香
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
北海道岩見沢市６条西４丁目２番地16　プラムハイツ101号室
債務者　高垣　雅子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道岩見沢市日の出北４丁目15番１―306号　市営住宅３号棟306号室
債務者　福士夕美子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１４９号
福島県郡山市喜久田町字赤沼向７番地の12
債務者　大室　憲彦
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長野県伊那市中央4509番地３
債務者　池上　綾一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所伊那支部